平成２４年（フ）第１２１４号
東京都立川市羽衣町３丁目15番５号佐藤アパート102号
債務者　光家　成司
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３７２３号
埼玉県久喜市高柳786－６
債務者　瀬山　文孝
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８７号
静岡県浜松市中区海老塚町850番地　佐原方、前住所静岡県浜松市西区雄踏１丁目12番21号マンション粋族館１－Ｃ
債務者　畑中　千里（旧姓紺井）
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４９０号
静岡県浜松市中区鴨江１丁目４－31－１　Ａｖａｎｔｉ101号室、前住所静岡県浜松市中区上浅田１丁目２番32号　ウィンディー浅田103
債務者　髙柳　智香（旧姓高井）
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５１７号
静岡県磐田市向笠西602番地１
債務者　岡　百合子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第５８１７号
東京都北区中十条２丁目９番12号
破産者　株式会社エス・ビー・ビー
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５号
兵庫県豊岡市上陰188番地
破産者　但馬鉄工株式会社
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第５２６１号
東京都中央区築地４丁目14番18号　妙泉寺ビル２階
破産者　株式会社ターベルモーノ
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５５９号
東京都新宿区新宿２丁目12番９号
破産者　株式会社シンクロジャパン
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８号
岐阜県多治見市上野町３丁目26番地
破産者　お庭のさんぱつ屋こと　伊藤　　覚
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第８７４号
愛知県海部郡大治町鎌須賀山廻101番地
破産者　株式会社フレイヤ
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３２６号
滋賀県栗東市手原４丁目７番13－２号
破産者　株式会社ケイエイシイ
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８２３号
大阪市北区池田町６番17号
破産者　丸正食品株式会社
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２９号
沖縄県名護市字源河1133番地
破産者　企業組合沖縄ユーカリファーム
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１３７号
埼玉県羽生市大字上手子林44番地２
破産者　ダイヤモンドパレス株式会社
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３０８号
金沢市示野町西63番地２
破産者　北陸マツセイ株式会社
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５４３号
静岡県浜松市南区下飯田町58番地
破産者　アサヒ塗装株式会社
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２７７号
最後の主たる事務所静岡県浜松市中区尾張町124番地の３　尾張町溝口ビル２階、登記簿上の主たる事務所静岡県浜松市中区下池川町60番地の１
破産者　宗教法人金光教浜松教会
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３５５号
愛知県一宮市奥町字宮郭49番地
破産者　吉原株式会社
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部